

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	防火管理者を定めるべき旨の命令		
根拠法令 及び条項	消防法第 8 条第 3 項		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 〔防火管理者〕 第八条 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。		
処分基準 設定年月日	令和 6 年 3 月 2 1 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 予防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。